

別表

利用調整(選考)基準表

H30. 2. 16現在

		入 所 要 件	基準点数	
基	1	居宅外労働及び 自営業(生計中心者)	月140時間以上労働	100
			月120時間以上140時間未満労働	90
			月100時間以上120時間未満労働	80
			月80時間以上100時間未満労働	70
			月64時間以上80時間未満労働	60
		自営業(生計協力者)及 び内職(生計中心者)	月140時間以上労働	90
			月120時間以上140時間未満労働	80
			月100時間以上120時間未満労働	70
			月80時間以上100時間未満労働	60
			月64時間以上80時間未満労働	50
		内職(生計協力者)	月140時間以上労働	80
			月120時間以上140時間未満労働	70
			月100時間以上120時間未満労働	60
			月80時間以上100時間未満労働	50
			月64時間以上80時間未満労働	40
2	妊娠中であるか又は、出産後間がない		100	
本	3	保護者の疾病、障がい	入院	100
			通院・療養	100
		障がい	常時病臥	100
			通院加療(養育困難、要安静)	100
			通院加療(月64時間以上、一般療養)	50
障がい	身体(1・2級)、聴覚(6級以上)、音声言語(4級以上)、精神(1・2級)知的(A)障害者 上記以外の障害	100		
点	4	病院付添い 従事する時間を基に居宅外労働及び自営業(生計中心者)の細目を準用		
		自宅介護(重度心身障害等による要介護)	100	
		自宅介護(中度心身障害等による要介護)	80	
		自宅介護(一般介護)	30	
		要介護4・5 要介護2・3 要介護1・要支援1. 2		
5	災害復旧	生計中心者	100	
		生計協力者	80	
6	求職活動	就労内定	50	
		起業準備	50	
		求職中	30	
7	就職・就労のための技能習得・就学 従事する時間を基に自営業(生計協力者)及び内職(生計中心者)の細目を準用			
8	児童虐待やDVのおそれがあること		100	
加 算 点		前各号に類する状態で、保育を必要とする程度が著しく高いと認められる場合		100
		前各号に類する状態で、保育を必要とする程度が相当程度高いと認められる場合		50
		両親が欠けている世帯		40
		ひとり親家庭(父・母いずれか単独と児童による世帯構成)		30
		子どもが障がいをもつ場合		10
		産前産後休業・育児休業明けによる復職の場合		10
		兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合		10
		小規模保育事業などの卒園児童		10
		保護者が保育所等(認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所)に勤務する保育士又は保育教諭の場合(月120時間以上労働)		40
		保護者が保育所等(認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所)に勤務する保育士又は保育教諭の場合(月120時間未満労働)		20
		同居の親族その他の者が保育することができる場合		-10
		その他(特に市長が必要と認めた場合)		適宜加点

<採点方法>

- ①利用調整基準表は、保護者(父母。父母がいない場合は父母以外の保護者)1人ずつに点数をつけ、そのうち点数の低いものを基準に利用調整を行う。
- ②基本点は、表中より1項目のみ選択する。
- ③加算点は、該当するすべての項目について加点する。
- ④総合点数が同点で、さらに調整が必要な場合は、調整項目による調整点を加点する。

<調整項目>

児童の養育環境	10
直近3か月の世帯の平均所得の低い方 (就労の必要性の高い方)	10
生活保護世帯で就労による自立支援に繋がる場合	10
代替施設の困難性	10
多子世帯(18歳未満の子が3人以上)	10
就労方法・就労時間の裁量権の有無	10
待機期間の長い方	10
保護者が放課後指導クラブの支援員	10
認可保育所、認定こども園(保育部分)からの転所	-10
調整点数	

※挙証書類が必要となる場合があります。